

吉富町外1町環境衛生事務組合 視察研修

ふくおか県央環境施設組合汚泥再生処理センター

平成25年10月1日(火)

三田 敏和

さる10月1日、環境衛生事務組合議員は、平成18年に竣工した「ふくおか県央環境施設組合(構成団体:嘉麻市・飯塚市・小竹町47,000人)」の汚泥再生処理センターを視察した。

この施設での研修目的は、稼働後40年を経過し、老朽化してしまった「し尿処理施設」に変わる新たな汚泥再生処理センターの施設整備計画策定に向けた研修である。すでに処理方式、資源化方式が数種類ある中で、建設費、維持管理費面で、より効率的な設備を導入する目的である。

建設コストはかなり抑えられるが、維持管理にかかるコストの低減がカギとなる。(例えば、浸透膜の清掃を徹底させ、膜交換頻度を下げ、メーカ推奨3年を6年に延長するなど)。



- 水処理:膜分離高付加脱窒素処理方式
- 資源化方式:堆肥化施設
- 処理能力 146 kL/日
(当組合29kL/日)
- 建設費 28億8000万円



豊前市外二町清掃施設組合 視察研修

八女西部立花最終処分場(通称 たちばなエコリン)

平成25年10月10日(木)~11日(金)

宮崎 昌宗

通称:たちばなエコリンは、ごみ焼却場から排出される『脱塩残さを固体物』を埋め立て最終処分する施設です。

初めて現場を見たとき、体育館に来たのかと思うほど大きく綺麗な建物でしたが、中に入ると、広さ80m×40m、深さ8mの地下空間が現れました。この新しいタイプの最終処分場は、屋根のある地下コンクリート構造物の内側に遮水工と漏水検知設備を装備して周辺環境への負担を最大限考慮し、汚水が一切出ない構造となっています。また、露天型の最終処分場と違い、浸出水処理施設が不要のため年間維持費は100万円程度と経済性にも優れています。

なお、この処分場が満杯になったら、屋根を残し、覆土し、屋内運動場として活用することが検討されています。エコロジーとエコノミーを両立し、跡地の活用を見据えたアイデアに感心しました。

また、翌日は別府速見地域広域市町村圏事務組合 藤ヶ谷清掃センター(ごみ焼却処理施設)も視察しました。



茂呂 孝志 議員

坪根新町長は前町長の継承者か

継承するが、違いはスピード

坪根町長



問 目指す町政は、前町長の継承なのか。
坪根町長 基本的には、前町長が策定した上毛町総合計画の実施に向けスピードをあげ取り組みたい。

問 町と(有)エイトで交わした協定書には、固有の通帳を作り、監査を受けるようになっている。機能しているか。
尾崎企画情報課長 (有)エイトでなく、検証委員会でチェックを行っている。

問 協定書には、監査委員の出頭命令には応じなければならないとなっている。
尾崎企画情報課長 これまでに出頭命令はない。

問 平成25年4月から7月までの累積赤字が1400万円生じている。今後資金面での見通しは。
尾崎企画情報課長 資金面については(有)エイトが考える問題である。

問 前指定管理者が発行した入浴利用券が今でも使用されている。今年4月からの利用状況は。
尾崎企画情報課長 4月から10月

問 将来にわたり、大池公園周辺有料施設を、町の施設として運営していくのか、それとも民間移譲を考えているか。
尾崎企画情報課長 現状では民間移譲は難しい。指定管理者制度を活用して運営していく。

問 町有地を借りていてるビール館の所有者が、使用許可申請を提出する前に、別会社に使用させたのは目的外使用ではないか。町は業者にビール館を解体させ、土地を更地にさせて、明け渡しを求めるべきではないか。
矢野会計管理課長 ビール館が廃業された当時の段階で施設撤去が容易に進まず、この施設を放置することが行政管理上、不適正であると考え、撤去の要請は行いつつも、現実に占有している状況に鑑み、その代償措置として行政財産使用料の支払義務を課すために、使用許可は継続

されていていたものである。

問 福岡県下でこの制度を創設している自治体は、平成23年6月に6自治体、平成24年6月に14自治体、平成25年8月に30自治体と増えている。町も経済波及効果があるれば、この制度を創設することにやぶさかではないと答弁している。

問 今後も続けて使用業者に使用させると言つことか。
坪根町長 今現在、使用されているため、現段階では申し上げようがないが、当面は使用させることになると考える。

問 もし、公益上必要となれば、許可の取り消しなども考えられる。
矢野会計管理課長 もし、公益上必要な場合は、許可の取り消しなども考えられる。

問 大平楽・さわやか市など指定管理は

坪根町長 基本的には、前町長が策定した上毛町総合計画の実施に向けスピードをあげ取り組みたい。

問 入浴利用券の代金は誰が支払っているのか。
尾崎企画情報課長 町が(有)エイトに支払っているが、前指定管理者への損害賠償請求に含まれている。

問 さわやか市

尾崎企画情報課長 行政財産使用許可是、期間満了前に双方からの異議の申し出がない場合、さらに1年継続するものとなつており、例年、継続にいたつている。

ビール館の

使用状況は

住宅リフォーム助成制度の創設は